

事務連絡
平成 30 年 7 月 30 日

各都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等
により延長された介護保険関係特定権利利益に関する事務取扱について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)等により、介護保険関係権利利益(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期限の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件(老発0719第3号)第1の1に規定する権利利益をいう。以下同じ。)の期限の満了日が平成30年11月30日に延長されたところですが、当該介護保険関係権利利益の更新に関する事務については、更新申請を通常より早期に受け付ける等柔軟な取扱いを可能としますので、貴管内市町村への周知徹底を図るよう、よろしく申し上げます。

なお、延長された要介護認定及び要支援認定の更新をした場合、当該更新された要介護認定及び要支援認定の有効期間の起算日は平成30年12月1日となること、当該有効期間の満了日については、市町村において柔軟な設定が可能です。また、平成30年11月30日以前に介護保険関係権利利益の更新申請があった場合には、申請者との合意の上、延長される前の介護保険関係権利利益の期限の満了日の翌日を起算日としても差し支えありません。